

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行に伴う社債等に関する業務規程の一部
改正について

1. 改正の趣旨

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に定める社債等振替制度における口座管理機関を含む金融機関等の本人確認義務等に関する規定及び「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号。以下「本人確認法」という。)の廃止に関する規定が、来年3月末までに施行される予定であることに伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

口座管理機関が他の者のために口座を開設する際の本人確認の根拠法を本人確認法から犯罪収益移転防止法に改める(社債等に関する業務規程第24条第3項)。

3. 施行日

犯罪収益移転防止法附則第1条第1号に定める日(平成20年3月1日)から施行する。

補記：施行日の具体的な日付は、平成20年2月1日に公布された政令に基づき、同年2月5日に追記

以 上